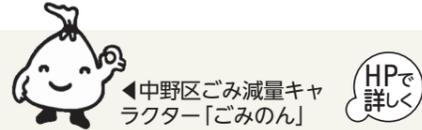


## ルールを確認してごみと資源を分別しよう



### 外国語版「中野区ごみ分別アプリ」のご利用を

ごみ減量推進係(リサイクル展示室内)  
☎(3228)5563 FAX(3228)5634

収集日や分別方法をスマートフォンで確認できます。日本語版の他に、英語・中国語(簡体字)・ハングルに対応した外国語版も配信中です。詳しくは、[区HP](#)で確認を。



▲ごみのんのアイコンが目印

### 利用方法

下記の二次元コードからダウンロードできます



▲Android用



▲iPhone用

### ペットボトルはルールを守ってリサイクル

資源回収推進係(リサイクル展示室内)  
☎(3228)5555 FAX(3228)5634

ペットボトルは資源として再利用できますが、汚れていたり、キャップやラベルが付いたままだったりすると、資源化できません。ルールを守って回収場所へ出してください。

### リサイクルのルール

- ・軽くすすぐ
  - ・キャップとラベルを外す
- ☆区内16か所のスーパーに設置したペットボトル自動回収機もご利用を。設置場所などについて詳しくは、[区HP](#)をご覧ください



▲キャップとラベルは「プラスチック製容器包装」の回収へ

## 受動喫煙防止についてはコールセンターへ相談を

保健企画係(中野区保健所)  
☎(3382)2428 FAX(3382)7765

受動喫煙防止対策に関する相談や意見におたえします。

法令に違反している事業者の情報などもこちらへお寄せください。

### 例えば

- 飲食店の入口に喫煙状況を示す表示がない
- 従業員がいる飲食店なのに喫煙が可能になっている

### 中野区受動喫煙防止対策コールセンター

☎0570(052)113

☆ナビダイヤル。平日正午～午後8時(年末年始を除く)。来年3月31日まで開設



4月1日から施設の屋内は原則禁煙です

## ありがとうございました

### 区への寄付(4月～6月)

- 4月22日、飯干恵子様から3万円  
4月27日、東京中野ライオンズクラブ様から100万円  
5月20日、(株)エイト日本技術開発東京支社様から100万円  
5月26日、なかの生涯学習大学2019年度二学年九班受講生一同様から47,000円  
5月29日、中野仏教会様から50万円  
6月12日、GAUTAM PATIRAM様から3万円、GAUTAM RITA様から5千円、GAUTAM KRISHNA様から5千円、GAUTAM KIRAN様から5千円  
6月17日、東京土建一般労働組合中野支部様から15万円  
6月19日、岸幸宏様から2万円  
期間中、匿名希望の方(9件)から計2,265,991円

### 環境基金への寄付(4月～6月)

- 4月14日、神田宏志様から3万円  
6月18日、相子省子様から3万円  
期間中、匿名希望の方(2件)から計53万円

### 新型コロナウイルス対策事業へのご支援を

企画係/4階 ☎(3228)8987 FAX(3228)5476

区は、ふるさと納税を活用したガバメントクラウドファンディングを8月29日まで実施。ぜひご協力を。



## 事故に遭ったら 加入している健康保険へ届け出を

交通事故(自転車同士や自損事故を含む)や暴力など、他人(第三者)の行為によって受け取った治療に必要な医療費は、加害者が過失割合に応じ負担するのが原則です。健康保険は使えません。

しかし、警察への届け出と同時に、加入している健康保険へ届け出ること、まずは健康保険で診療を受けることができます。

その場合は、必ず事前に右記へ連絡して、各係に事故等の詳細を知らせ、提出書類などについての説明を受けてください。

### 連絡先

国民健康保険の加入者  
=国保給付係/2階  
☎(3228)8954 FAX(3228)5655

後期高齢者医療保険の加入者  
=後期高齢者医療係/2階  
☎(3228)8944 FAX(3228)5661

☆上記以外の方は、加入している健康保険へ連絡を

## 障害のある方、難病の方へ

## 医療費助成制度と各種手当をご存じですか

☆申請手続きに必要なものや所得制限の基準などについて詳しくは、[申請窓口](#)へ問い合わせを

申請窓口

障害者福祉相談窓口/1階  
☎(3228)8953 FAX(3228)5665  
または右記のすこやか福祉センターへ

南部 ☎(5340)7888 FAX(5340)7880  
中部 ☎(3367)7810 FAX(3367)7811  
北部 ☎(5942)5800 FAX(5942)5802  
鷺宮 ☎(6265)5770 FAX(6265)5772

### 心身障害者医療費助成制度(障受給者証)

身体障害者手帳1・2級(内部障害は3級まで)、愛の手帳1・2度、または精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの65歳未満の方で、令和元年中の所得が基準額以下の方は、[障受給者証](#)の交付を受けられます。

### 現在障受給者証をお持ちでない方へ

[申請窓口](#)で手続きしてください。

なお、65歳以上の方でも、以前に障受給者証をお持ちだった方は、申請により交付を受けられる場合があります。条件などについて詳しくは、事前に[申請窓口](#)へ問い合わせを。

### 既に障受給者証をお持ちの方へ

8月31日で有効期間が切れる障受給者証(水色)をお持ちの方で、令和元年中の所得が基準額以下の方へ、9月1日以降に使用できる新しい障受給者証(黄色)を8月下旬に郵送します。



▲有効期間の確認を

### 各種手当

次の4種類の手当の所得限度額適用年度は毎年8月に変わります。令和元年中の所得が基準額以下で、支給要件(身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳の等級、年齢など)に当てはまる方は、手当を受けられます。[申請窓口](#)で手続きをしてください。

手当の種類	支給対象となる方
障害者福祉手当	身体障害者手帳1～3級(脳性まひ、進行性筋萎縮症の方は等級問わず)、または愛の手帳1～4度、精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方
難病患者福祉手当	特定医療費(指定難病)受給者証をお持ちの方 ☆小児慢性疾患受給者証をお持ちの方も、対象になる場合あり
特別障害者手当	原則として、診断書(有料)により対象と判定された方
障害児福祉手当	

新規申請時  
65歳未満の方  
☆以前受給していた65歳以上の方は、相談を